

消費者委員会
ヒアリング資料【文部科学省】
(施策番号87, 90, 93)

・ 「消費者教育推進委員会」設置要綱	…	1
・ 教育委員会と消費生活センター等との連携について	…	3
・ 消費者教育推進事業（24年度）	…	4
・ 学校教育における消費者教育の推進（24年度）	…	5
・ 新学習指導要領 実施スケジュール（概要）	…	6
・ 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント	…	7
・ 高等学校学習指導要領の改訂のポイント	…	8
・ 新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容	…	9

(参考)

- ・ すぐにわかる新学習指導要領のポイント

平成23年6月23日
生涯学習政策局長決定

「消費者教育推進委員会」設置要綱

1. 趣旨

「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等において、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において、消費者教育の充実が求められており、文部科学省では、平成22年度より消費者教育推進事業を実施し、消費者基本計画の達成に向け、各種取組を行っている。

このため、広く有識者からの協力を得て、消費者教育推進事業を円滑かつ効果的に実施するため、「消費者教育推進委員会」を設置し、大学、家庭、地域等における消費者教育の在り方について検討・検証等を行う。

2. 実施事項

- (1) 大学、家庭、地域等における消費者教育の在り方に関すること
- (2) 消費者教育推進事業に関すること
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 本委員会は別紙の消費者教育に関する有識者等で構成し、2に掲げる事項について検討を行うものとする。なお、必要に応じて、委員会委員以外の者の協力を得ることができるものとする。
- (2) 消費者教育推進事業を推進するにあたって、具体的な事項を検討するために、本委員会の下に部会等を設置することができる。

4. 設置期間

平成23年6月23日から平成24年3月31日までとする。

5. 庶務

委員会の庶務は、生涯学習政策局男女共同参画学習課において処理する。

消費者教育推進委員会委員

平成23年7月14日現在

【 消費者教育推進委員会 】

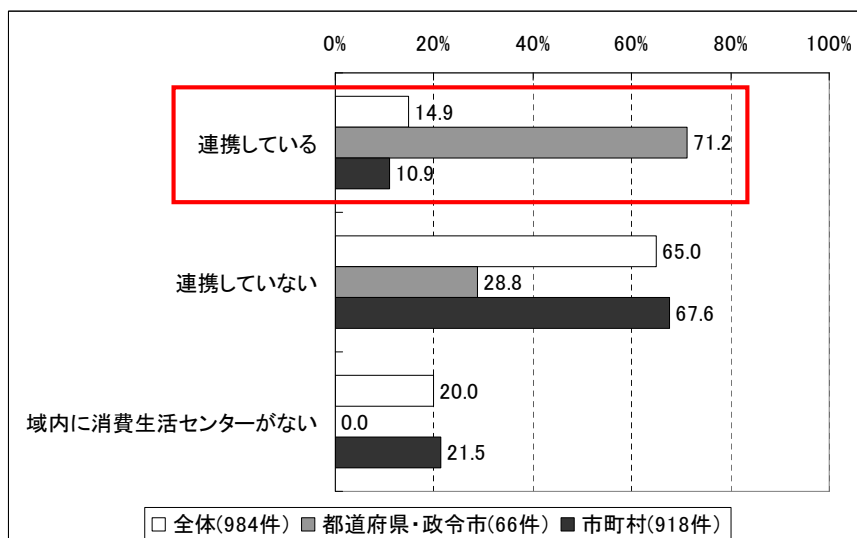
阿南久	全国消費者団体連絡会事務局長
上村協子	東京家政学院大学家政学部長
武田岳彦	社団法人日本PTA全国協議会副会長
富岡秀夫	財団法人消費者教育支援センター専務理事
西村隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
萩原なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
早川三根夫	岐阜県教育委員会事務局義務教育総括監
原嶋耐治	消費者庁消費生活情報課長

【 家庭教育部会 】

荒木武文	神戸市市民参画推進局市民生活部消費生活課長
あんびるえつこ	子供のお金教育を考える会代表
柿野成美	財団法人消費者教育支援センター主任研究員
須黒真寿美	社団法人全国消費生活相談員協会消費生活専門相談員
萩原なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
早川三根夫	岐阜県教育委員会事務局義務教育総括監

教育委員会と消費生活センターとの連携について

問 貴教育委員会において、消費生活センターと消費者教育に関して連携していますか。(1つ選択)

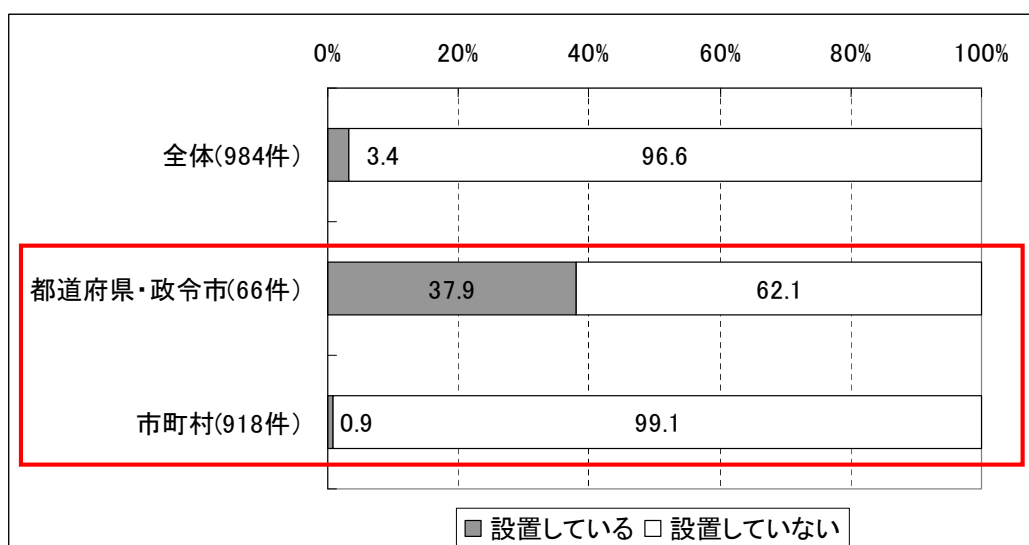


消費者教育に関して、教育委員会と消費生活センターとの連携状況は、都道府県・政令市については、「連携している」教育委員会が約7割、市町村については、「連携している」教育委員会は約1割にとどまっている。

(出典: 文部科学省「消費者教育に関する取組状況調査」(平成22年度))

教育委員会と消費者担当部局との連携について

問 貴教育委員会において、消費者担当部局と連携強化のため、連絡協議会を設置していますか。(1つ選択)



教育委員会と消費者担当部局との間で連絡協議会を設置している都道府県・政令市は、約4割弱である。市町村についてはほとんど設置されていない。

(出典: 文部科学省「消費者教育に関する取組状況調査」(平成22年度))

消費者教育推進事業

(前年度予算額 24,086千円)
24年度要求額 21,677千円

【消費者教育に係る施策目標等】

学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」を通じて
消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じる
(消費者基本法)

学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において、
消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じます
(消費者基本計画)

社会教育主事に対する研修の実施
及び社会教育における効果的な内
容・手法に関する調査研究の実施等
を通じて、公民館等の社会教育施設
における消費者教育の推進を図る
(消費者基本計画)

消費者教育の多様な主体の
連携の場の創設等による
地域における消費者教育の
推進・支援
(消費者基本計画)

【現状と推進方策】

「大学等及び社会教育における消費者
教育の指針」等、本事業における成果を
引き続き普及啓発に努める必要がある。

各地域において消費者教育の取組を充実さ
せるためには、地域における消費者教育を
推進するための人材を養成することが重要
である。

消費者教育は様々な担い手によって
実践されているが、各実施主体間の
連携・協働の場を創設し、より一層の
充実を図る。

【24年度要求内容】

(1) 消費者教育推進委員会の開催

- ・社会教育関係者が消費者教育を実践するにあたり、養成すべき内容についての検討
- ・「大学等及び社会教育における教育指針」の検証

(2) 試行的実施による効果検証

- ・社会教育関係者が主体となって消費者団体等と連携した実
践的な消費者教育に関する取組の試行的実施及び効果検証
- ・社会教育関係者が活用するための消費者教育実践の手引
の作成

(3) 研究成果の還元

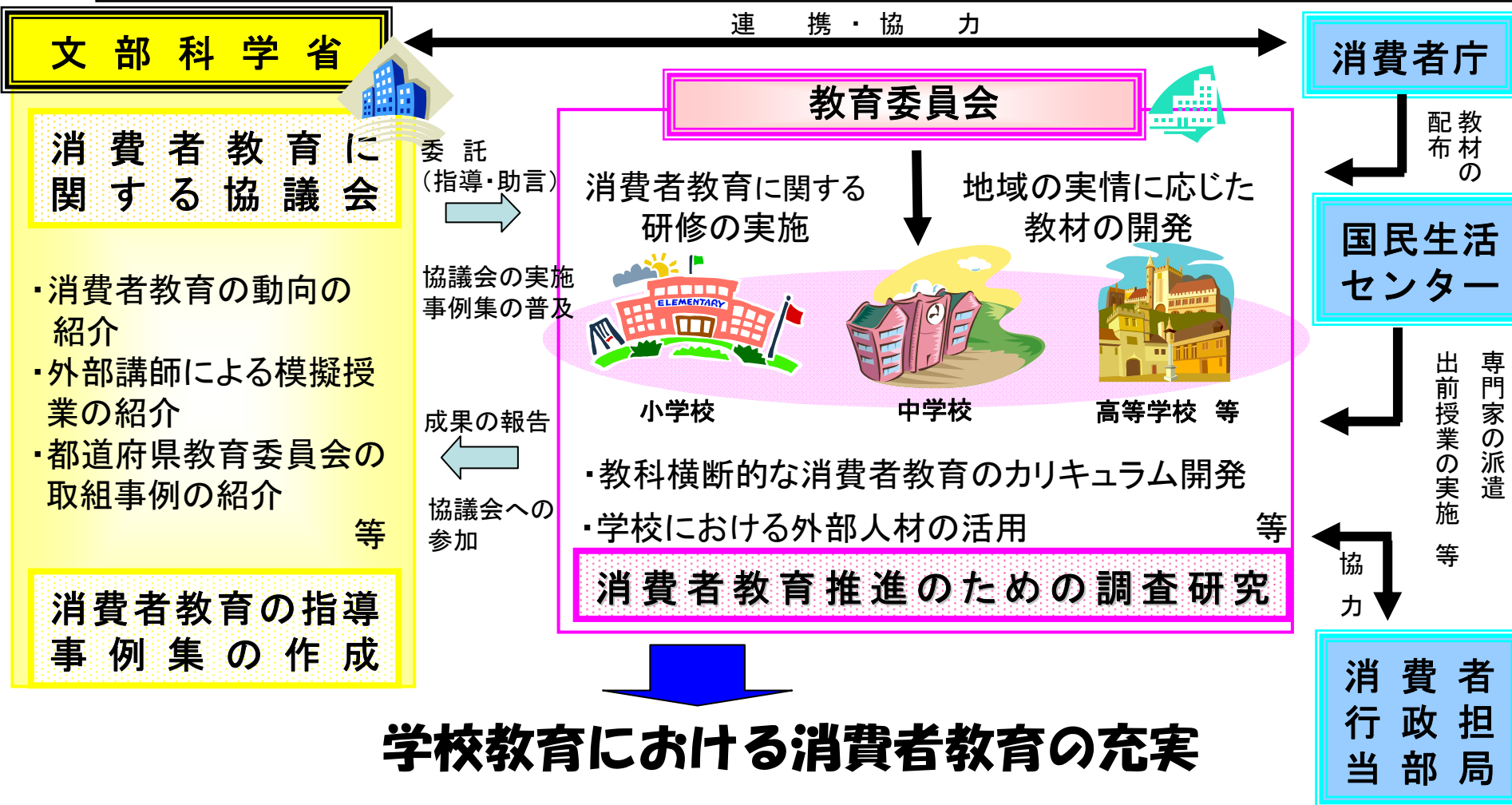
- ・指針を踏まえた全国の取組を収集し、事例集を更新
- ・多様な主体が消費者教育の実践の成果を持ち寄り、地域に
おける消費者教育の推進方策について協議する推進協議会
の開催

学校教育における消費者教育の推進

平成24年度概算要求額 15,907千円(18,501千円)

概要

消費者基本計画においては、消費者教育の体系的・総合的な推進、学校における消費者教育の推進・支援などが求められている。また、消費者基本計画に基づき、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとして、開催されている消費者教育推進会議においても、「学校教育における消費者教育の推進」を消費者教育における課題として取り上げ、検討が行われているところである。
これらを踏まえ、平成24年度においては、消費者教育に関する協議会、消費者教育の指導事例の作成、消費者教育推進のための調査研究を実施することなどにより、学校における消費者教育の推進を図る。



新学習指導要領 実施スケジュール(概要)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校	告示 周知・徹底	総則等 先行実施		全面実施		
		算数、理科				
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
中学校	告示 周知・徹底	総則等 先行実施		全面実施		
		数学、理科				
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
高等学校	告示 周知・徹底	先行実施		総則等		年次進行 で実施
				先行実施 (年次進行) 数学、理科		
				※理数除く 教科書検定	採択・供給	教科書使用開始

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視、
授業時数を増加

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 授業時数の増加

小学校

- 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を10%程度増加
- 週当たりのコマ数を低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ増加

中学校

- 国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を実質10%程度増加
- 週当たりのコマ数を各学年で週1コマ増加

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 国際的な通用性、内容の系統性の観点から指導内容を充実
〔台形の面積(小・算数)、解の公式(中・数学)、イオン、遺伝の規則性、進化(中・理科)〕
- 反復(スパイラル)による指導、観察・実験、課題学習を充実(算数・数学、理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ことわざ、古文・漢文の音読など古典に関する学習を充実(国語)
- 歴史教育(狩猟・採集の生活や国の形成、近現代史の重視等)、宗教、文化遺産(国宝、世界遺産等)に関する学習を充実(社会)
- そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装の取扱いを重視(算数、音楽、美術、技術・家庭)
- 武道を必修化(保体/中1・2) ○総合的な学習の時間の学習の例示として、地域の伝統と文化を追加(小)

道徳教育の充実

- 発達の段階に応じて指導内容を重点化
〔人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る(小)、社会の形成への参画(中) など〕
- 体験活動を推進 ○先人の伝記、自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実

体験活動の充実

- 発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進(特別活動等)

外国語教育の充実

- 小学校に外国語活動を導入、聞くこと、話すことを中心に指導(小5・6)
- 中学校では聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実
(語数を増加〔900語程度まで→1200語程度〕、教材の題材を充実)

重要事項

- 幼小連携を推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進(幼稚園)
- 環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はじめて規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 卒業単位数、必履修科目、教育課程編成時の配慮事項等

- 卒業までに修得させる単位数は、現行どおり74単位以上
- 共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に共通必履修科目を設定するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上
- 週当たりの授業時数(全日制)は標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化
- 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 近年の新しい科学的知見に対応する観点から指導内容を刷新(例:遺伝情報とタンパク質の合成、膨張する宇宙像)
- 統計に関する内容を必修化(数学「数学Ⅰ」)
- 知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視(「課題学習」(数学)の導入、「数学活用」「理科課題研究」の新設等)
- 指導内容と日常生活や社会との関連を重視(「科学と人間生活」の新設)

伝統や文化に関する教育の充実

- 歴史教育(世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実)、宗教に関する学習を充実(地理歴史、公民)
- 古典、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実(国語、保健体育、芸術「音楽」、「美術」、家庭)

道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定
- 人間としての在り方生き方に関する学習を充実(公民「現代社会」、特別活動)

体験活動の充実

- ボランティア活動などの社会奉仕、就業体験の充実(特別活動)
- 職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることを明記

外国語教育の充実

- 高等学校で指導する標準的な単語数を1,300語から1,800語に増加
- 授業は英語で指導することを基本 (中学校、高等学校合わせて2,200語から3,000語に増加)

職業に関する教科・科目の改善

- 職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善

重要事項

- 体育、食育、安全教育を充実
- 環境、消費者に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はじめて規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

① 小学校<文部科学省平成20年3月告示>

(家庭科)

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること

② 中学校<文部科学省平成20年3月告示>

(社会科(公民))

- ・金融などの仕組みや働き
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政(消費者保護の例示として新設)

(技術・家庭科)

- ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること(新設)
(→ 消費者基本法, 消費生活センター, クーリング・オフ制度等)
- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
(→ 環境への配慮, 電子マネー等)

③ 高等学校<文部科学省平成21年3月告示>

(公民科)

- ・消費者に関する問題
(→ 消費者基本法, 消費者契約法, 多重債務問題, 製品事故等)

(家庭科)

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
(→ 消費構造の変化, 消費行動の多様化等)
- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画(新設)
- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題
(→ 多重債務問題等)
- ・消費者問題や消費者の自立と支援